

上野地域人権啓発指導者設置要項

(趣旨)

第1条 この要項は、何人も基本的人権が真に保障されるよう部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、差別のない人権が尊重される、明るく住みよい社会の実現を図るため、伊賀市における部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に関する条例(平成16年伊賀市条例第146号)第6条に規定する人権啓発指導者の育成及び啓発組織の充実を目的とする上野地域における人権啓発指導者(以下、「人権リーダー」という。)の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 人権リーダー 差別のない人権が尊重される、明るく住みよい社会の実現を図るため、各地区等で主体的かつ継続的に人権啓発活動を行うため、第6条第4項の規定により、市が人権リーダーとして登録した者をいう。
- (2) 人権啓発団体等 人権啓発草の根運動推進会議等、各地区で人権啓発活動を主体的に行う団体等をいう。

(人権リーダーの役割)

第3条 人権リーダーは、各地区の人権啓発団体等及び他の人権リーダーと協力し、人権問題地区別懇談会等の人権啓発活動を行うものとする。

(地区の役割)

第4条 各地区の人権啓発団体等は、人権リーダーと協力し、人権問題地区別懇談会等の人権啓発活動が円滑に行うことができるように努めるものとする。

(市の役割)

第5条 市は、人権リーダーが各地区と協力して主体的かつ継続的に人権啓発活動を行うことができるように、研修会の開催等必要な措置を講ずるものとする。

(募集等)

第6条 人権リーダーは登録制とし、人権リーダーの募集は市が行うものとする。

- 2 市は、人権リーダーを募集しようとするときは、必要に応じて人権啓発地区草の根運動推進会議等の各地区の人権啓発団体等に協力を求めることができる。
- 3 人権リーダーに応募しようとする者(以下、「応募者」という。)は、人権リーダー登録申込書(新規・再交付)(様式第1号。以下「申込書」という。)に当該応募者の居住する地区の人権啓発団体等の推薦状を添えて市長に提出しなければならない。
- 4 市は、申込書の提出を受け、各地区で主体的かつ継続的に人権啓発活動を行う意欲があると認めるときは、人権リーダーとして登録する。この場合において、市は、当該人権リーダーに対して、人権リーダー登録証(様式第2号。以下「登録証」という。)を交付するものとする。

(登録内容の変更)

第7条 前条第4項の規定により登録された人権リーダーは、申込書の内容に変更があったときは、速やかに市に申し出なければならない。

2 市長は、前項の規定により申込書の提出を受けたときは、登録証を再交付するものとする。

(人権リーダーの登録抹消)

第8条 市長は、人権リーダーが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消することができる。

(1) 人権リーダーから辞任の申出があったとき。

(2) 所在が不明となったとき。

(3) 公序良俗に反する行為又は人権リーダーとしてふさわしくない行為があったとき。

(4) その他市長が必要と認めるとき。

2 前項の規定により抹消された人権リーダーは、登録証を返還しなければならない。

(遵守事項等)

第9条 人権リーダーは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) その地位を営利目的で利用しないこと。

(2) 活動により知り得た秘密を漏らさないこと。登録抹消後も同様とする。

2 人権リーダーは、前項の規定に違反し、又は第3条に規定する役割を逸脱してはならない。

(報酬等)

第10条 市は、人権リーダーに対して報酬等の対価の支給及び旅費等の費用弁償をしないものとする。

(活動の報告)

第11条 市は、必要に応じ、人権リーダーに対して活動状況の報告を求めることができる。

(庶務)

第12条 人権リーダーに関する庶務は、人権生活環境部人権政策課において処理する。

(補足)

第13条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市が別に定める。

人権リーダー登録申込書（新規・再交付）

年 月 日

伊賀市長 様

上野地域人権指導者設置要項第6条第3項の規定により、下記のとおり人権リーダーとして登録を申し込みます。

ふりがな	
氏名	◎
生年月日	年 月 日生（ 歳）
現住所	
連絡先	自宅： 携帯電話： 勤務先：
特に関心のある人権課題（該当する番号に○を付け（複数選択可）、その理由について記載してください。）	【関心のある分野】 1. 女性 2. 子ども 3. 高齢者 4. 障がいのある人 5. 同和問題 6. 外国人 7. その他（ ） 【理由】
今後の人権擁護活動についての抱負等	

※登録証に顔写真の掲載を承諾いただける場合は、写真（縦3.0cm×横2.5cm）を送付（送信）ください。

様式第2号（第6条関係）

表

市章	第 号登録
	人権リーダー登録証
	NA MAE 名 前
	上野地域人権指導者設置要項第6条第4項に基づき、 「人権リーダー」として登録したことを証します。
登録日 年 月 日	伊賀市 印

裏

注 意 事 項
<ul style="list-style-type: none">● 本証は、他人に付与譲渡することはできません。● 人権リーダーとして活動いただく際には、本証をご持参ください。● 登録内容に変更がある場合は、速やかに申し出てください。● 本証は、資格を失った場合は、速やかに返還してください。

サイズ 縦5.5cm 横9.0cm（名刺サイズ）

表面には本人の承諾により顔写真を掲載。写真の掲載を拒否された場合は、イラストを掲載

